

ソウルオリ、ピックの政治的意義について

九月十七日から、ソウルオリンピックが始まった。これまでのオリンピックが、「平和の祭典」という美名の下に政治的に利用されてきたように、今回の第二十四回ソウルオリンピックもまた、まぎれもなく政治的戦略の手段として利用されている。韓国沿岸をアメリカの第七艦隊が警戒し、テロ対策を名目として、飛行場、オリンピック関連施設を中心とした厳重な警備がおこなわれている。もともと韓国は、北の脅威を口実として、歴代の独裁政権の下で、軍事的に総動員態勢が形成され、在韓米軍が陣どっているのである。

日本においては、公安当局は、昨年末から日本赤軍関係者の逮捕をきっかけにして、救援運動家や市民運動の活動家、および党派の活動家の自宅や事務所などを家宅捜索し、住所録や手紙など大量の資料を押収して情報収集に余念がない。また、中核派、解放派、戦旗派等の活動家のところを訪問しているのは、日本の広告会社電通

たり、尾行したりして、恫喝をおこなっている。そしてマスコミは、ソウルオリンピックブームをあげ、日本帝国主義の国民総動員に力を貸している。

われわれ斗争労働者階級にとって重要なのは、このように米・日・韓と一体となってソウルオリンピックを防衛し、推進する帝國主義の政治目的の暴露である。橋本聖子やベン・ジョンソン、カール・ルイスやジョイナーは華やかではあるが、あくまでも監視にすぎない。主役は、韓国の支配階級と米日の帝国主義者である。

朝鮮半島北部の朝鮮民主主義人民共和国を排除し、ソ連・中国を含めて百六十一カ国が参加しておこなわれる今回のオリンピックは、史上最大の国際的な韓国承認の政治ショーである。開催地をソウルにするにあたって強力な支援をかいななければならない。

我々はこうした情勢にあたって、再度決意もあらたに隊列を整えていかなければならぬ。

第13号
1988年9月15日
1部 100円
〒170-91 豊島区59号
東京私書箱

発行 プロレタリア通信
編集委員会
☆万国の労働者団結せよ!!
被抑圧民族の解放!!
★帝国主義打倒・プロレタリア独立・社会主義
☆スターリン主義打倒・社会主義
国際非合法党の建設!!

目的・國際主義的任務でもあるのである。我々は三里塚國際空港に反対することをとおして世界のプロレタリア人民に連帯し、こうした行動の中でわが隊列を強化し、もつて日本帝国主義を打倒するのである。

第一は我々は空港に反対し続け百姓としての生きざまを全うしようとする農民に連帯するのである六六年の開義央三以来、三里塚

六十六年の閣議決定以来 三里塚の農民は空港建設に反対し続け、当初の単に土地を防衛する為に反対するといった意識から、空港に反対するためにも百姓をし続けるという意識へと変わってきた。我々もそうした農民と連帯する中で具体的な農業問題についても学び共産主義と人民大衆との係わりという点に関して多くのことを学んだのである。我々は三里塚の農民と行動を共にする」とを通して、プロレタリアに支配階級としての能力を培うであろう。

懷柔攻撃に抗しながら、同時に全国の労働者人民に連帯を呼掛け、政府の農業政策の枠を打破り独自の農業基盤を樹立し、将来の闘いを準備しようとするものであつたしたがつて北原派が述べるがごとき、実力闘争からの「脱落」でもなければ「金儲け」でもなかつたことはその後の歴史が示す通りである。

だが、同時にこの三・八分裂が反対同盟多数派による党派排除としてあつたことも記しておかねばならない。

同盟としてもしかりである。我々は人民大衆の持つ可能性にエネルギーにして莫知に無限の信頼を置くものである。それこそは革命の核心であろう。と、同時に我々は一個の共産主義者としての立場性において、大衆にコビを売り、あるがままのブルジョア民主主義的意識を美化し、かつ大衆に党派の倫理を押し付け、強要する」とによつて、「これを「指導」と称したりする「政治」に断固として反対するものである。

こうした観点において我々は新たな「政治」を展望するものとしたな

て熱田派を支持したのである。我々は人民大衆の持つエネルギー、誠実さ、英知に無限の信頼を置きながらも、けつして拝跪することなく自「」の見解を主張し、同時に学ばなければならぬ。それは互いに「解放」を求めるものとしての自由な討論と共同の精神の下に進められなければならないのである。我々は指導者と大衆とがまったく掛け離れた世界に住むがごと

き見解に反対である。あらゆる大衆が指導者たらんと欲しなければならないし、自らを指導者として訓練し、鍛えあげていかねばならないのである。それなしに革命はありえないからである。我々は新たな共産主義的政策を展望するものとして熱田派を支持したのである。

るのである。

米国農業は七〇年代以降の農産物輸出のブームの結果として、農業經營のモノカルチャー化の進展輸出依存による經營の不安定化という事態をまねく結果となつていい。さらに食糧供給という觀点から考えると、さきにあげたモノカルチャー化や、家族農民の窮乏による土壤そのものへの関心の喪失などによつて、農業用地そのもの

■農産物自由化反対について

利益を得たのはひとり穀物メジヤーだけであつたのだ。

利益を得たのはひとり
一だけであったのだ。
こうした構造である

穀物メジヤ
以上、よ

んば日本の農産物輸入が自由化され、米国産の農産物が日本市場を完全に支配するような状況が生じたとしても、米国農民の没落傾向はけつしてかわらないであろう。」を踊らされている、当の米国農

民はなんらの恩恵を「うむる」とはないであろう。米国農民はやはり、自らの本当の敵である、こうした米国の農産物生産のシステム、市場システムそのものをうつことによってのみ自らの農民としての生き方が全うできる」と自覚すべきである。

以上の事はまた、この問題のもう一方の当事者である、日本の農民にも言える、従来のとき、農水省、農協指導の農薬漬けの単作農業からの脱皮を計らない限り日本の農業の未来はないからである。

反対同盟は、三・八分裂以降、闘う農業建設として、自らの闘いの拠点としての農業へ力を注いできた。そして、こうした経緯の中で農産物自由化反対をも標榜している。そうである以上反対同盟は、従来の農協主導の排外主義的「自由化反対」運動に抗し、日米農民の連帯を訴える農産物自由化反対運動を領導すべき義務を負っていると言えるだろう。

■ 10・29三里塚二期阻止東京集会に結集し、11/6三里塚現地に全力決起せよ！

冒頭において述べたように政府空港公団はこれまで最高であつた今年度予算を四十三%も上回る九二一億円という来年度概算要求を行つた、このうち「空港設備の整備・拡充」という文字通り二期

工事予算ともいべき予算は六七

八億円となり、環境対策費（防音工事など）が僅か五一億円にとど

まつた事と比べてみても分るよう

に空港公団の九〇年概成に向けた意気込みを伺わせるものとなつて

いる。一昨年十一月に始まるエプロンの造成から、本年四月からのB滑走路造成、横断用地下道工事の開始、さらには同盟や支援所有の施設に対する有刺鉄線による囲い込みなど、用地内農民を孤立化させ、屈伏させようとする公団の攻撃は矢つきばやの物となつて

いる。しかしながら前年度予算から

の繰越金を含めた今年度予算の建設事業費九八五億円の消化率が

（六月現在で）一七%（八月二六日朝日）という低率であることを

明らかに、反対同盟によ

る果敢な闘争によつて工事が遅々として進んでいないことも明らかである。

だがそうであればこそ、敵空港

公団による次の攻撃がより凶悪なものとなり、けつして油断の出来ないものであることを我々は自覚しなければならないであろう。六月ごろより始まる空港公団総裁名による用地内地権者への文書によ

る土地譲渡要請が今秋収用委再開へ向けており、来年度概算要求九二一億円という未曾有の金額が示すものこそ、敵空港公団の強制収用を射程にいた決意の現

れであることを我々は見据えて置

かねばならないのである。

こうした状況に対し、敵権力の攻撃に抗し、三里塚闘争を担おう

とする労働者人民の今日の隊列は必ずしも思わしいものではない。

特に昨年の北原派からの小川派の分裂に対する北原派の対応は特にノンセクト活動家の三里塚闘争自体からの離反を促すものとなつて

いる。さらに労働者人民の心に三里塚闘争自体の後に絶望感すら落とすものとなつていて

だがそうであればこそ、我々は

三里塚闘争へと進撃せしめな

第五一一回国労大会報告

七月二十日より三日間にわたり開催された第五二回国労全国大会の報告をする。

「戦後政治の総決算」を掲げ登場した中曾根は八一年三月第二臨調発足以降、高成長期に国民諸階層を買収してきた数々の既得権益の全体を見直す攻撃に打って出た。

政治、経済、教育、思想、文化等あらゆる領域にわたるブルジョア

ヨアジーの戦略的攻撃であり、全

国新幹線網の更なる推進を公然の秘密とした交通運輸通信網の二

世紀をも展望した再編成であった。

この数年間吹き荒れた国鉄赤字再建攻撃としての国鉄の分割・民

営攻撃は文字通りこの日帝ブルジョアジーの戦略的攻撃であり、全

て戦後のもの」として民同型労働運動の拠点の一つであつた国労を分割・民営攻撃の過程において、この戦後的なものとして民同型労働運動の拠点の一つであつた国労を分割・民営攻撃の過程において、これを改めて確認しなければならない。

日帝ブルジョアジーは「きわめて戦後のもの」として民同型労働運動の拠点の一つであつた国労を分割・民営攻撃の過程において、これを改めて確認しなければならない。

現在、四七八〇名が清算事業団と国鉄再建監理委員会最終答申を上回る十万名の国鉄労働者の生死を裏切る文字通りの屍の荒野が見えてくる。

八七年四月分割・民営後、國労は四万名組織となり消滅はしなかつた。しかしこの裏面には権力・國労当局・革マル一体となつた組織破壊攻撃による百名もの自殺者と国鉄再建監理委員会最終答申を上回る十万名の国鉄労働者の生死を裏切る文字通りの屍の荒野が見えてくる。

八七年四月分割・民営後、國労は四万名組織となり消滅はしなかつた。しかしこの裏面には権力・國労当局・革マル一体となつた組織破壊攻撃による百名もの自殺者と国鉄再建監理委員会最終答申を上回る十万名の国鉄労働者の生死を裏切る文字通りの屍の荒野が見えてくる。

現在、四七八〇名が清算事業団と国鉄再建監理委員会最終答申を上回る十万名の国鉄労働者の生死を裏切る文字通りの屍の荒野が見えてくる。

新会社での配属差別により全国至る所で國労組織破壊攻撃が続いている。更にその後の鉄道輸送業務から強制配転、それも数次にわたる配転で差別の固定化が行われている。「意識改革が出来ていな

い」から「民間マインドを学ぶため」と称しての強制出向。新就業規則の押しつけによる国労バッヂ着用に対する懲戒処分、一時金

ければならない。全勢力を傾けて三里塚闘争に進撃しなければならない。

一、二期工事・強制土地収用を碎せよ！

一、侵略反革命軍事空港を廃港へ、一期用地内農家と砦を解体する

一、出稼ぎ外国人労働者との革命的連帯をかちとれ！

一、11・6三里塚現地に起て！

五%カット、定期昇給のカット、昇格・昇職試験導入による差別・選別等々。ありとあらゆる手段で国労組織破壊攻撃が行われている。

今、五二回全国大会に負わされた課題は分割・民営反対斗争を真に総括することと国労破壊攻撃に対決する闘う方針である。清算事業団における斗い、鉄道輸送業務から追放された事業部労働者・強制出向者における斗い、鉄道輸送業務労働者、この三味一体の斗いをどう組織するかが問われていた大会である。このような問題意識からすれば大いに不満の残る大会であった。

今大会の討論は清算事業団の斗いに集中した。国労本部の方針は再雇用を求めることがのみである。ついでに言えば、国家的不当労働行為としての改革法二三条そのものを争点にすることなく、労働委員会において、労組所属による「採用差別」不当労働行為の救済命令を、という方針である。具体的には三年間の時限立法の延伸と広域採用の実施を推進するというもだ。この方針では権力との政治的和解しか出てこない。

いまや大会代議員の大多数がいわゆる事業部や清算事業団へ追放された活動家であり、鉄道輸送業務からの代議員がどこにいるのか探さねばならぬほどである。

分割・民営以降の新会社で待望されているのは鉄道産業労働運動

としての国労方針であり、鉄道輸送業務における斗いをどう再構築するのか、この一点である。少数の同意なき出向を認め、ナントは総評の八九年解散に反対し、「全労連」に対決し組織拡大する道すじはあり得ない。また清算事業団における斗いの前進もあり得ない。

この点に関しての討論は二～三例を除いて皆無と言つてよい。それも単なる現状報告に終始し、大衆的実力斗争の「タ」の字も出てこない有様。鉄道輸送業務では劣悪な労働条件が際限なく追求され、現時点ではよりましな事業部職場へ出された方がいい、という声がある組合の別なく聞こえてくる。それどころか不当配転だ、と労働委員会へ提訴している事業部職場の活動家でさえ、「もう本務に戻りたくない。ここの方が楽できて国労組合員ばかりでいい。」などとのたまう始末。国労が「あたりまえの組合」として存在していると自己共に認ずるのであれば、この鉄道輸送業務における斗いが決定的に重要となってくるにもかかわらず明確な方針は出てこない。ここに國労で奮斗している現場労働者の苦悩がある。

としての国労方針であり、鉄道輸送業務における斗いをどう再構築するのか、この一点である。少数の同意なき出向を認め、ナントは総評の八九年解散に反対し、「全労連」に対決し組織拡大する道すじはあり得ない。また清算事業団における斗いの前進もあり得ない。

この点に関しての討論は二～三例を除いて皆無と言つてよい。それも単なる現状報告に終始し、大衆的実力斗争の「タ」の字も出てこない有様。鉄道輸送業務では劣悪な労働条件が際限なく追求され、現時点ではよりましな事業部職場へ出された方がいい、という声がある組合の別なく聞こえてくる。それどころか不当配転だ、と労働委員会へ提訴している事業部職場の活動家でさえ、「もう本務に戻りたくない。ここの方が楽できて国労組合員ばかりでいい。」などとのたまう始末。国労が「あたりまえの組合」として存在していると自己共に認ずるのであれば、この鉄道輸送業務における斗いが決定的に重要となってくるにもかかわらず明確な方針は出てこない。ここに國労で奮斗している現場労働者の苦悩がある。

また国労破壊攻撃の有効な手段

「なんとしても守ろう！」 白保のサンゴの海」集会報告

八月二二日、「なんとしても守ろう！白保のサンゴの海」集会が

総評会館で行われた。空港建設反対の署名簿を携えた現地代表団を迎えての集会は立見席まで出る程の結集をもって行われた。この集会での報告を基に「自保の海を守る」斗争を整理してみた。

斗争の発端

①千五百メートルの現空港では付

近住宅への騒音対策が難しく、千メートルの拡張はできない③総工事費三百億円の公共工事は地元の発展に不可欠等々という理由をあげて石垣市長が正式に「新石垣空港建設促進協議会」を発足させたのが七九年七月であった。しかし、この石垣市長の決断は新空港建設工事、観光客増で大いに利益を上げることのできる、土建業者、観光業者、等の意を受けてのものであった。

これに対し白保住民は地元から本土へ至る住民運動に携わってい

たことではない。タテマエはあるが具体的な斗う方針が皆無である。我々は「社会の趨勢として一般的に行われている」などという経営側の論理を断じて許す訳にはいかない。我々は想起しなければならない。七〇年代から鉄鋼、造船、自動車などのビッグビジネスにおいて出向イコール解雇という攻撃も貫徹してきたことを。そして御用組合が資本の手先となってクレジットカードの発行権を握るなど、労働運動を実現していくことは不可能である。帝国主義と排外主義に對決する労働運動を交通運輸通信網の労働運動の場において構築していくことが求められている。共に奮斗しようではないか。

ビ切りを推進してきたことを。

労戦問題について国労全国大会は総評の八九年解散に反対し、「全労協」について慎重に検討する、となった。国労イコール左派組合の執行部を選択したとか巷間言われているようだが、読者の皆さんは以上の報告を読んで「そんなことはなきそうだぞ」と感想を持たれたことであろう。経過報告にも方針案にも実際にリツバなことが書かれている。しかし国労のタテマエは、

マエのリツバは別に今に始まっているのではない。タテマエはあるが具体的な斗う方針が皆無である。国労が真に新会社JR資本に對決するためにも日共・革同、社会党・協会派のいわゆる学校政治を打破し、真に国労の戦斗的・階級的労働運動を実現していくことは焦眉の急である。帝国主義と排外主義に對決する労働運動を交通運輸通信網の労働運動の場において構築していくことが求められている。共に奮斗しようではないか。

年の一月、定期総会で「新空港建設反対」を全会一致で可決させ、県、市当局と對決することになった。その後の斗争経過

県、市当局は白保住民の反対を力でねじ伏せようと、土地收用法を適用して機動隊を導入して現地測量、地元漁協を金で買収して漁業権を放棄させ、御用学者を使っての「環境アセスメント準備書」作成等々を行ってきた。

これに対し白保住民は地元から本土へ至る住民運動に携わってい

る人々を通じて全国的な反対運動を形成するとともに、国際、国内の学者を動員して県・市当局の「新空港はサンゴ礁を破壊せずに作ることができる」というペテンを

数々の証拠をあげて打ち破りつつ
県・市当局を追いつめている。

「新空港」建設はサンゴ礁
の破壊なくしては作れない

県・市当局はこれまで様々な角度から「新空港建設はサンゴ礁の生存に重大な危機」と海洋学者から反対されて来たのにもかかわらず環境アメスマントの準備書面の部分的手直し、滑走路長さの短縮(当初の二千五百メートルから二千メートルへの)等々、その場しきの手練手管(それも見えすいた)を考してきたが、学者、カメラマン共同によって新奄美空港周辺を現地調査した結果を発表され

「新空港建設」は確実にサンゴ礁を破壊させることを実証させられた。

新奄美空港

「新石垣空港」と同時期、計画され、地元住民の無知につけ込んで作られてしまった空港。①サンゴ礁を埋め立ててつくる方式②空港の形状、大きさ、③埋め立て方法及び近くの山から土を取つて埋める方式等々、「新石垣空港」と全く同様に作られており、現在この周辺がどうなっているか調査したら「新石垣空港」完成後の白保周辺のサンゴ礁に与える影響

もわかるうというものである。

新奄美空港周辺の海洋調査結果

「既に完成した新奄美空港周辺のイノー(地元方言でサンゴに囲まれた内海のこと—引用者)」の状態について四月一、三日と5月の連休期間中に調べてみた。空港の北側は二キロ先から南側は四キロ

先から泳いだのだが、それはもう、さんたんたるもので透明度が極端に悪く、死の海というか、ヘドロの海という状況だった。その状況を朝日新聞五月一二日付の夕刊は、半ページのカラー写真を掲載し『新石垣』未来の姿?とのタイトル

以上で明白なようにサンゴ礁の壊滅なしには「新石垣空港」が建設できず、我々は自保住民に対し「新空港」廃港まで反対運動を支持、支援していくしかねばならぬ

②「昭和六五年までに観光客は年間百六十万人に増える」となっていたが、現在まで六十万人から七十万人の横ばい状

アイヌ民族解放闘争の現状

高橋 崇

新奄美空港

A アイヌ民族の復権
今日、平和憲法で名高い現憲法でさえ国内少数民族問題について一条一項もふられていない。

中曾根前首相の日本単一民族発

る。とりわけ、北海道における先住民族であるアイヌ民族は一貫して民族固有の文化と自治を訴えていた。敗戦直後のいわゆる民主化の嵐の中でアイヌ民族の復権を主張した高橋真、山本多助は、アイヌ民族の独立論をも展開し活動したのである。しかし、日本政府ながらに国民の多くは、「日本は单一民族国」であると信じて疑わない

「アイヌを国内の少数民族と位置づけていない。民族自決権問題を覆い隠している」と。さらに、「

日本政府は、明治初期に非合法にアイヌの土地を奪つたではないかと。野村理事長は、それ故にこそ、アイヌの自立を基本とした根本的政策が必要なのであり、ウタリ協会が求めているアイヌ新法の承認こそ急務なのだと述べ。こうして

「先の政府答弁はアイヌ民族の存亡にかかる危険なものだ!」と結論づけたのである。

日本政府は明らかにアイヌ民族の固有の民族的権利を主張してい

で報じたが、全くその通りである。イノーのサンゴについて白保が百とするなら新奄美は一以下であるう」(「エーテーナラス」一一号八八・六・三〇付、カメラマン吉嶋金一氏)

*補集会当日、吉嶋氏よりスライドによる詳細な報告がなされ参賀者全員に深い認識を与えた。

以上で、次のも認識しておくこと、も我々の武器となるであろう。
①当初の計画では「大型ジェット機の離着陸できる二千五百メートルの滑走路をもつ新空港が必要である」ということであったが、県、市当局もサンゴ礁に影響を与えることを無視できないので二千メートルに短縮した。これで、大型機は運航できなくなってしまった。
②「昭和六五年までに観光客は年間百六十万人に増える」となっていたが、現在まで六十万人から七十万人の横ばい状況にあざかるというソロバンを弾いての欲だけで「新空港」を建設しようとしているのである。

熊が続いている。

以上、「新空港」が全く必要なくなつた今でも、県、市当局はどうしてペテンを労してまで「新空港」を建設しようとしているのか?

この工事によって利益を上げる土建業者、経済会等の「せつか」にするのはもったいない」という突き上げを受け、又、自らも分け前にならざるというソロバンを弾

い。

*附 次のことも認識しておくこと。
も我々の武器となるであろう。

①当初の計画では「大型ジェット

機の離着陸できる二千五百

メートルの滑走路をもつ新空

港が必要である」ということ

であったが、県、市当局もサン

ゴ礁に影響を与えることを無

視できないので二千メートルに短縮した。これで、大型機は運航できなくなってしまった。

②「昭和六五年までに観光客は年間百六十万人に増える」となっていたが、現在まで六十

万人から七十万人の横ばい状

況にあざかるというソロバンを弾いての欲だけで「新空港」を建設しようとしているのである。

視し「国民」としての権利が保障されておればそれで良いではないか。それで不十分な点は、アイヌの古式舞踊や文化の保護、または福祉としてウタリ対策費を支出しているではないかと言うのが政府の基本認識であり姿勢である。

リは、明治二年北海道と改称され
明治六年「無主の土地。天皇の財
産」として暴力的に奪われた。

三

明治六年（地租改正）までは、

ているではないかと言うのが政府の基本認識であり姿勢である。ところで、アイヌ民族解放闘争は、一九六〇年代後半から七〇年代以降急速に高まってきた。その大きな原動力に、アイヌ民族解放同盟、ヤイユーカラ（自ら行動する）民族学会などの活動をあげることができるであろう。勿論この渡島半島の松前領、日本海岸の庄内。秋田領、太平洋岸の津軽、南部領などごく限られた海岸を点として支配されていたにすぎない。全道的には必ずしも、シャモの支配の及ぶところではなかつたと言つても過言ではなかろう。

明治二年と六年は、アイヌ民族にとって大きな転機となつた。アイヌ民族は、侵略者によって「民族絶滅」政策にさらされることとなる。

道的に地道に進めてきていることの意義は大きい。この二〇年間、民族のアイデンティティーを奪い返す運動を機動力として政治活動が展開されてきた。こうした、アイヌ民族解放のうねりは在関東での「アイヌ宣言」となり関東におけるアイヌ民族の活動も活発化してきているのである。

そもそも蝦夷地なる命名は、特定域を指定するものではない。古代律令国家形成期に「まつろわぬ人々」とくに東を一般的に指すものとして用いられた。征夷なる用語は特に、この天皇家によつて与えられた称号である。したがつて蝦夷なる地名も時代とともに東にさがるのである。そして、中世に

アイヌ民族には、世界的な叙事詩、ユーカラをはじめアイヌ語と、なによりも極寒の地で生きる独特な生活様式があった。アイヌ民族は、明治六年まで人間の住む大地。アイヌモシリで自然とたたかいつつ自然と共に生きてきたのである。このアイヌモシリにおいて、はじめて、津軽海峡以北が蝦夷地として定着する。つまり自からの支配権益外であることを蝦夷の名でよんだのだと考えることができる。こうして、豊臣秀吉と徳川家康による朱印状は、松前藩を幕藩体制に組みこむためのものとして認知状たらしめたのである。

一七〇〇年代ともなると蝦夷の商品はとりわけ重要な地位を占める。ここに、近江商人が蝦夷地でバッコすることになる。

すなわち、幕藩体制下の基幹産業たる農業への安価な金肥の大量生産地・供給地として機能を持ち始めた。鰯・粕、鰯粕などの魚粕が関西まで運ばれたのである。また煎海鼠・白干鮑・昆布などのすべての生産は、文字通り略奪漁業である。

江戸幕府は、二度にわたって直
接支配した。一七七九、一八〇七年と一八五五年である。これは対
ロシアからの「国防」上であるとともに何と言つても安価な労働力によ
る商品の略奪によつて幕府の財政をたすけるためであつたと言つ
てもよいであろう。

ところで、明治以降は、アイヌモシリの豊富な資源を商品として略奪するのではなく、商品生産そのもの、その生産手段たる大地そ

のものを奪つたのである。ここに封建的な生産様式と幕藩体制外の蝦夷地は、内国化され資本主義的生産様式がもちこまれたのみならず和人による和風化がアイヌ民族に強制されていった。幕藩体制下にさすが限界だ。

における蝦夷地・アイヌ民族は、アイヌプリの禁止が和人・松前藩によって強制されることはあっても同化政策の及ぶところではなか

つたのである。

こうして、明治六年（一八六九年）以降年間数万人のシャモが植民した。明治六年から三〇年（一八九七年）まで約七九万人が北海道に移民・植民した。この植民は、薩長に敵対した諸藩、特に東北諸藩や廃藩によって特權的地位を喪失した武士が中心となつた。さらに明治七年以降は屯田兵が制度化されることによって右手に刀、左手にクリと言う形で「北の防備」を名目に植民した。「北の防備」すなわち、アイヌ民族に対する暴力的抑圧手段となつたのである。

て伝承されつづけた。この伝承は、アイヌ民族の心のうちに今に生きているのである。かかるたたかいのイチャルパ（供養祭）は全道でこの二〇年間に飛躍的に拡大した。

アイヌ民族のこうしたアイデンティティーの復活と主権の主張は、たとえば「北方領土」問題について顕著なものである。千島をはじめカラフトでさえアイヌの先住権を主張している。こうして、日本とソ連当局に対し、アイヌ民族を抜きにしての「北方領土」の主権の主張は納得できないと意義を申しててている。千島列島及びカ

明治二年に位置づけられた。そしてこのような考え方は、今日の日本の支配階級と政府もまた踏襲しているところのものである。

さて、一九六〇年代後半からのアイヌ民族解放闘争の高揚は基本的に「自己解放主義」にある。「血債の思想」や保護施策としての「施しの思想」などでは断じてな

とウタリ協会は正式に表明（一九八三年五月）した。北海道そのものについてさえ「売った覚えも貸した覚えもない」、しかも「地代さえもらっていない」とその主権をさけびつづけているのである。

いまや、アイヌ民族の自決権を求める、流れは大きな潮流となつていて、アラフトは、アイヌに先住権がある

社團法人北海道ウタリ協会は一

九八四年度総会で、アイヌ民族基本法とも言うべき「アイヌ民族に関する法律（案）」を万場一致で可決した。そしてこの内容が現憲法に抵触するなら憲法そのものを変えればよいと、野村理事長は主張する。

ところでこうしたアイヌ民族の自決権を求めるたたかいに対し、日本社会党も日本共産党も十分に

応えるどころか、「国民」としての権利問題に切りぢめている。

したがってわれわれは、日本共産党をまずもって批判しつくすのでなければならぬ。これは「左翼の同化主義」と言うより、すでに同化しまったことを前提とする理論である。

(注) ここでの北方少数民族とはカラフト・現サハリンを日本

帝国主義が占領したさい、対ソ連工作員として先住・現住民たるニクブン・ウイルタの少数民族を強制的に軍隊に徴用した。彼らの移住地を暴力的に粉粹した。そして終戦とともに北海道において生活している。こうした人々は、当時本籍をもたないと言う理由のため厚生省援護局から一切の保障をうけていない。その多くは民族名さえかくして生活している。その一日を知るため是非とも『ゲンダーヌー』ある北方少数民族のドラマ『』を読むべきである。発行は現代史出版会、徳間書店発売である。

B 日本共産党批判

日本共産党は、一九七三年「民主連合政府綱領」を発表した。この「民主連合政府綱領」でアイヌ民族に関する四つの政策を提起した。次いでこの四つの政策を受け

て、日本共産党北海道地方委員会は、一九七六年第四章にわたるア

イヌ民族に関する政策パンフレット「アイヌ系住民の権利と生活を守るために」なる小冊子を発表し

た。

さらに、この小冊子をマルクス

レーニン主義から解説した論文を

一九七九年『北海道経済』誌上に掲載した。

本論文においては「民主連合政府綱領」と「アイヌ系住民の権利と生活を守るために」を紹介するとともに、これを批判するものである。

「民主連合政府綱領」で共産党は、アイヌ民族を「わが国における少数民族というべき存在」と規定し四つの政策を提起した。

一、「旧土人保護法」にかわってアイヌ系住民の権利を保障し、生活を守る法律をつくる。

小冊子の(一)章の次のような章句は意識的な事実誤認である。

「アイヌの人たちは、コシャマインの乱(一四五五年)や、シャクシャインの乱(一六六九年)……しかしそれは残酷に弾圧され、ついに江戸時代後期には幕府と松前藩の支配は全道におよびました」

このでは二つの誤りを指摘できること。一つは「乱」としていること。

二つ目は、「乱」と題された小冊子

(二) アイヌ系住民の歴史と現状
(二) アイヌ系住民の要求の基本と解決の展望

(三) 当面的具体策
(四) アイヌ系住民の要求闘争の正しい方向

以上四章からなっている。

先ず最初に指摘しておかねばならないのは、幾つかの事実誤認にとどめて理論を開いていること。民族自決権を全く理解することなく、あくまでも国内問題「差別と生活」に切り縮めていること。

したがって「保護と福祉」の対象とみなしていることである。つづめて言えば、アイヌ民族の自己解放に対する共産主義的援助と抑圧民族にとっての「不平等」(レーニン全集30)としても自決権を擁護するという視点はあるでないと言ふことに他ならない。これは明らかに同化主義、排外主義そのものである。

民族の指導者は「和議」の席上においてダマシ打ちに合い、サン殺されることは完全に誤りである。江戸時代における松前藩、およびシヤモ商人は、そのほとんどをアイヌモシリにおける漁貝類のさん奪とその強制的労役にアイヌ民族をかりたてたのであり、しかもアイヌモシリの沿岸を点として支配していたにすぎない。その内陸部のほとんどはアイヌ民族にとっての大地であった。

むしろ幕府にとつてはロシアと

の対抗上北の衛りのため、ときに「撫育」政策さえとらせたのであって共産党の言うような「全道を支配していた」などと言うことはない。

日本共産党にとってこのような

事実誤認は意識的なものである。

何故ならアイヌ民族の解放闘争を規定しているからである。「国内

問題」である以上自決論を提起で

きるはずもなく、そうであれば

「保護」と「施し」の対象とな

起したのであって部分的な、反権力的な反乱では断じてない。民族の誇りとその主権を賭してたたかれたのである。それ故にこそ、蟻崎。松前藩はその都度和議を申し入れたのである。しかし、アイヌ

民族の指導者は「和議」の席上に

おいてダマシ打ちに合い、サン殺されたのである。これが史実である。

二つ目に、「江戸後期には幕府と松前藩の支配は全道によんだ」という説は完全に誤りである。江戸時代における松前藩、およびシヤモ商人は、そのほとんどをアイ

ヌモシリにおける漁貝類のさん奪とその強制的労役にアイヌ民族を

かりたてたのであり、しかもアイ

ヌモシリの沿岸を点として支配

ていたにすぎない。その内陸部の

ほとんどはアイヌ民族にとっての

大地であった。

日本共産党にとつてはロシアと

の対抗上北の衛りのため、ときに

「撫育」政策さえとらせたので

あって共産党の言うような「全道

を支配していた」などと言うこと

はない。

日本共産党にとってこのよう

な事実誤認は意識的なものである。

何故ならアイヌ民族の解放闘争を

規定しているからである。「国内

問題」である以上自決論を提起で

きるはずもなく、そうであれば

「保護」と「施し」の対象とな

らざるを得ないのである。

アイヌ民族は「日本人」と違う言葉と生活をする権利をもつてい

る。誤解なきよう加えると「違う言葉と生活」でなければならないと言つておるのでなく、違ふ言葉と生活をもする権利のことである。つまり、アイヌ民族が固有の民族語と習慣や風習に従つて生活する権利である。そこでは「日本

国民として対等や平等などではない。民族対民族として、抑圧に対する被抑圧の解放として対等、平等などのであつてその権利をますも

つて、われわれは承認するのではなければならない。単に承認するのみならず、歴史的に形成された抑

圧民族は被抑圧民族に対して不公平等をも辞さずにその解放闘争を支持するものでなければならない。

日本共産党は、この事を意識的にネグレクトすることによって「アイヌ系住民」と言うのである。

アイヌはすでに江戸時代に全道が支配され、明治以降国民になつたのだから国民として等しく同等の権利、平和憲法を享受されなければならぬとするのである。そこで「アイヌ系住民」は差別され生活が困窮しているからこれをなんとか救済し保護してやらなければならぬと言ふ訳である。

このような考え方と主張は、明治政府が明治三二年に制定した「旧土人保護法」と中曾根発言や政

府の国連報告の精神、考え方と基

本的に何ら変わるものではない。

アイヌ民族に対しても「日本化」することを迫るものである。

少数民族、被抑圧民族の解放の問題は、抑圧民族に同化することでは決してない。

日本共産党は、アイヌ民族の自決権の問題を帝国主義、植民地問題として理解してこなかった。

ここに日本共産党が出版した二冊の本がある。一冊は『スターリンと大国主義』、もう一冊は『日本共産党と領土問題』である。

前著はスターリンは、レーニン主義に反して大国主義的にふるまつたと批判している。そして今日でも他国共産党に干渉していると述べている。では、日本共産党は、ハンガリ事件、プラハの春と呼ばれたチャコスロバキヤ事件、在日朝鮮人・沖縄・琉球人運動に対してどうだったのか、については口をとざしているのにである。とりわけアイヌ民族について自決権はどうなのかについては一言半句述べられていない。二冊目の『領土問題』ではアイヌ民族を千島列島の原住民と規定しつつも一八五五年下田での日露通商条約によって南カラフトと千島を日本とロシアで分割支配したと、それ故「北方領土」は日本のものだと主張している。ここでもアイヌ民族は完全に無視され、忘れられた存在である。こうした脈略のなかで「アイヌ系住民」と言うことが言わ

れるのである。こうした大前提にたって一切の理論と政策は導かれるのである。

日本共産党北海道委員会発行小冊子（二）章と（三）章は、さきに決定された「民主連合政府綱領」の「アイヌ系住民」に対する四つの政策を具体的に列記している。

すでに述べたように「保護」と「施し」の精神で政策は展開されている。第（四）章は「挑発分子」「ハネアガリ分子」追放が主張される。

「いま、多くのアイヌ系住民は国民としての連帯を強め、ともに協力しあって生活していきたいという切実な願いをもっています。……ところがこれを破壊し挑発しようとながらっているひとにぎりの暴力分子」と言った具合に延々とつづくのである。

一九七〇年を前後して、アイヌ

民族の自己解放闘争は日本共産党をはじめとする保護や施し政策を

キッパリと拒否した地平でたたかいつられてきたのだと言うことを

六六年以降「アイヌ系住民」とは呼ばなくなつた。正しく、

アイヌ民族と呼称するようになつたのである。だがしかし、日本共産党の政策が変わったわけではない。とりあえず「系住民」とは言わなくなつたにすぎない。

その後半觀光化しようとしたのはシャイイン祭は長年アイヌ自身によつて行われてきた。これを六〇年代の商工業者である。七一年の人類学会粉砕にたちあがつたのもア

イヌ自身である。いわゆる過激派に挑発されてアイヌがたちあがつたのではない。このようない方はアイヌ民族の自決権を求める運動を冒瀆するものである。

（追記）前首相の中曾根康弘は一九八六年八月六日広島と、一度に渡つて日本は單一民族国家であると主張した。とりわけ、

二度目の発言は、アイヌ民族の怒りをかい、日によっては、

全道、全国でアイヌ民族自身

の手によって数ヶ所の抗議集会がもたれた。ちなみに、八

六年十一月三〇日には、札幌

でのウタリ協会主催をはじめ、

全道数ヶ所で、そして、東京

でも「アイヌ民族が存在する

ことを、アイヌ自らがアピールする東京集会」が開催され

たのであった。

こうしたアイヌ民族の抗議の声は、日本共産党に対して

も少くならず影響を与えたのである。少なくとも、一九八

六年以降「アイヌ系住民」とは呼ばなくなつた。正しく、

アイヌ民族と呼称するようになつたのである。だがしかし、

日本共産党の政策が変わったわけではない。とりあえず「系住民」とは言わなくなつたに

C アイヌとニクブンの漁業協定を支持せよ！

根室支庁標津（シベツ）町・ウタリ漁業生産組合（同組合長椎久配種）養殖に関する漁業協定」を「ドナルドソン（マスの大型交換）」とサハリン漁業公団との間で結んだ。

椎久忠市氏は、北海道ウタリ協会の北方民族文化交流団事務局長としてサハリン州を四月に訪問した。その際、ソ連側から北方民族間の文化、経済交流が提案され、五月の再訪問でサハリン漁業公団と協定を結んだ。

こうして、七月三〇日午前五時、クナシリ沖六キロの海、ソ連領海内のイクスにドナルドソンの稚魚を放流したのである。

日本政府外務省は「ソ連による北方領土の不法占拠を認めることになる」（朝日新聞八月日）と反対、北海道庁は中止要請をした。

日本政府は六月はじめころから

このアイヌ民族とニクブンによる漁業協定が表面化して以来反対しつづけた。にもかかわらずアイヌ民族と直接話し合うことなく道庁や根室市庁管内漁業組合を通して中止を勧告しつづけたのである。

アイヌ民族は政府非公認の協定を北方少数民族（ニクブン）との

交流として国境を越えたのである。

勿論これまでも文化交流や世界先住民族会議参加、国連への出席な

どアイヌ民族はその民族の復権を求めて独自に活動し、世界の少数民族と連帯してきた。しかし、この漁業協定はたびかさなる政府の反対を押し切って、しかもクナシリ沖で合併会社の設立と共同事業を開始したことの意義は大きい。

第一に全く独自に外交交渉を成立了させたこと、第二にクナシリを自己のものに奪い返す意気込みを示したこと、第三に少数民族の交流を深めたことである。総じて、アイヌ民族の主権を示した画期的協定だと言うことができる。

朝日新聞（八月四）によれば、椎久忠市氏は、「合併事業を大事に育て規模も拡大したい。経済的にもしいたげられてきたアイヌの仲間をどんどん会社に加え、アイヌの経済的自立のテコとしたい」と述べている。また、こうした椎久忠市氏の活動に対しても右翼はさっそく妨害に出ている。八月二八日、椎久氏所有の船が放火されるという事件さえ起きている。

また、政府のいう「ソ連による北方領土の不法占拠を認めることになる」に対しても、「アイヌの人たちの胸のうちには『北方領土といつても、もともとはわれわれの島』との思いがこもっている」と、朝日新聞さえ報道せざるを得なかつたのである。

この漁業協定は画期的である。まず第一に、アイヌ民族の主権を主張していること。海に対して、

アイヌ系住民」ということは言わなくなつたに

基本理念とすることをうたっている。

第二章では強く民族の参政権をうたっている。「土人」「旧土人」という公的名称のもとに、はづかしめられてきたことに対する地位を回復、その具体策として国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての民族議席確保を提案している。

第三章は教育・文化についてである。アイヌ民族の正当な歴史・教育・文化をさまたげてきただ、現にさまたげていることによって差別を助長させている、この現状打破を強く主張するとともにアイヌ語学習をはじめ、アイヌ民族の歴史・文化を正当かつすみやかに公教育において実現することを要求している。その教育者（教授・助教授・講師）はアイヌ民族によって構成されることを主張する。

第四に農業、漁業、林業、商工業等についてである。アイヌ民族の自立をさまたげてきた「旧土人保護法」を徹底すると同時に時代にあつた政策を講ずることを要求する。農業、林業、漁業、商工業、これらの分野における経営上の基盤整備と振興を講ずること、また労働対策として、就職の機会を拡大すること、これら政策はいずれも緊急のことであり国の責任であることを主張し要求するものとなつてている。

第五章は民族の自立化基金につ

いてである。アイヌ民族は、「保護」や「福祉」の対象ではなく、アイヌ民族の自立化のために基本的に抜本的施策が必要であると主張し、参政権、教育、文化の振興、そして農漁業と商工業の振興はもとよりアイヌ民族自身の責任で行うに先きだつ基金を国は提供すべきことを要求する。

第六章、審議機関、国および各地方自治体、とりわけ北海道においてアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるための審議機関の設置を主張する。

以上が第六章までの要旨である。この法律案は、戦前の土地取りあげと皇民化教育、戦後の福祉の対象としての同化政策に対して断固として拒否している。アイヌ民族の歴史はもとより独立自治の精神でこの二千年來生きてきたことを訴えるとともに、アイヌ民族の独立自治を強く打ち出したものである。

この法律案が発表されるや北海新聞の社説、日本共産党機関紙『赤旗』では記事として、日本社会党中央機関誌『社会新報』、朝日新聞「ひとーひと」欄でそれぞれ論調とインタビューを掲載した。

敵は誰れか

沖自連は、この十年間一体誰れを敵とし誰れを味方としてたたかってきたのか。沖自連機関紙『海鳴』は、一三四号が最終となつた。

これら各新聞の論調は、おしなべてアイヌ民族の参政権について、憲法と現行選挙法との関連で実現

」欄での野村義一理事長は、日本国憲法上むずかしければ憲法を改正すればよいと、誠に明確に答えている。

北海道ウタリ協会は全道で新法に対するシンポジウムを計画し実行しており、関東でも関東ウタリ会を中心に支持署名運動講演会などを実施してきた。特に一昨年（一九八六）十一・三〇集会を契機に在関東アイヌの政治活動はめ

ていて、東京都に在住するアイヌ民

族の権利回復に向けて大きな前進である。

（一九八六）十一・三〇集会を契機に在関東アイヌの政治活動はめ

ざましいものがある。

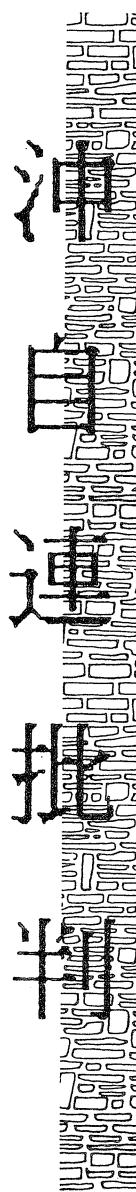
一九八八年新年度定例都議会で東京在住アイヌの実態調査が承認された。この実態調査は第二回目である。第一回目は東京ウタリ会（代表宇梶静江）として昭和五〇（一九七五）年に行われた。ふたたび都議会で承認されたと言うこと

とは、東京都に在住するアイヌ民

族の権利回復に向けて大きな前進である。

（一九八六）十一・三〇集会を契機に在関東アイヌの政治活動はめ

われわれは、こうしたアイヌ民族の主体的な活動を支持してゆくのでなければならない。とりわけ新法制定に向けた声をより大衆化する方向で具体的に支持の行動を計画してゆかねばならないであろう。各地域や職場で署名や、集会などを通して啓蒙活動を強めてゆかねばならない。



かが不鮮明である。支援連帯の域を出ていない。日本帝国主義と沖縄における意識的人民大衆は日夜たたかっている。たとえ「自立」

「自決」を直接スローガンとしないとは言え「沖縄は沖縄である」とする運動は広範にくりひろげられている。

問題は、沖自連が抑圧民族であると同時に自己解放の旗をもつ労働者階級として如何に自国帝国主義打倒闘争をたたかれたかである。

このたたかいをもって沖縄民衆と連帯するかである。彼らは「自決派」を待望していたにすぎない。沖自連は、自決を分離としてのみ考え、沖縄の自立経済などに关心を集中させている。これは第二の誤りである。

彼らは「海鳴」であの七二年沖縄闘争時にすでに「自決」を主張し、朝日新聞「ひとーひと」欄でそれが論調とインタビューを掲載した。

我々は沖縄の自決を認めるものである。即ち、分離の自由を承認する。政治的分離が絶対であるか

どうかは、沖縄・琉球人民自身が
決定すべきである。我々は自決を
断固支持するものであるが日本帝

との革命的連帯によってのみ我々抑圧民族もまた解放されるのだと主張した。

となるであろう。沖自連はこの点を曖昧とし自立経済を云々している。沖繩人民が分離を要求したとき抑圧民族として、その革命的プロレタリアとして沖自連はどうするのか。具体的に問われるのは日本帝国主義打倒ではないのか。この一点を無視して彼等は理論をもてあそんでいる。

沖自連（準） 沖自連センターはすでに冲縄は沖縄である運動が政治的に登場しているにもかかわらず、こうした革命的人民プロレタリアと連帯する道を閉じている。彼らはたたかいを放棄しより一層啓蒙運動に純化しようとしているかに見いる。しかも啓蒙の内容が間違っている。

沖自連の名称変更となつた決起集会名は「知花さんの沖縄国体での日の丸焼却を支持し読谷村長に告訴取り下げを求める五・一五東京集会」というものである。

この集会基調でも読谷村長山内徳信糾弾はあっても日本政府に対して自からどのようにたたかうのかと言つた能動的方向性はない。

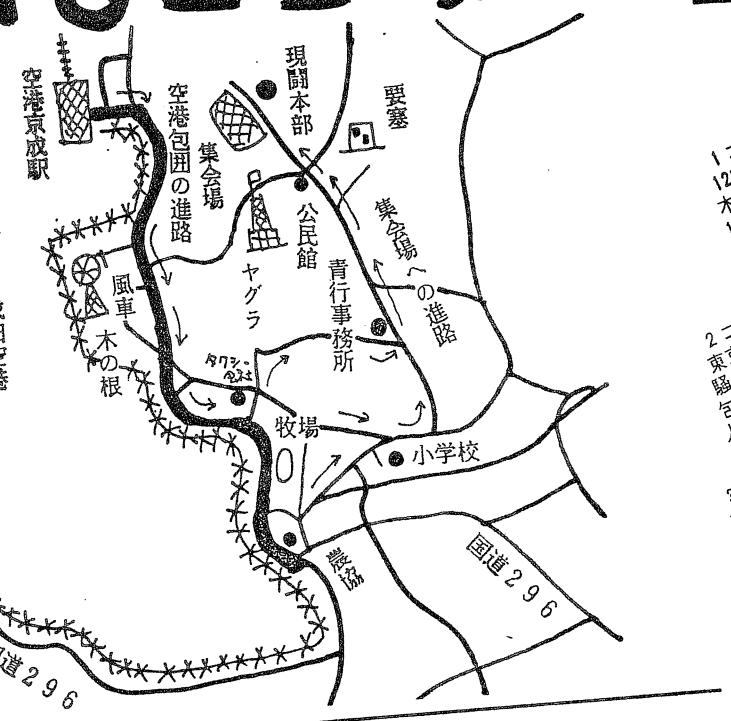
知花昌一の決起にこたえ日本帝國主義打倒とともにたたかおう！
このようなスローガンがかかげられなければならない。
また、知花昌一の「日の丸」焼却を断固支持し、「日の丸」国体、天皇制を打倒しよう！
このスローガンでなければならない。

沖縄に人民権力を
『プロ通』八号で沖縄・琉球の
自決を明確に打ち出した。そして
沖縄・琉球には少數ではあるが自
決派が存在しており、この自決派

問題は、沖縄・琉球におけるアーチティア人民とヤマトのプロレタリア人民が如何に実践的に連帯するのか。我々はこの点でも不平等をも辞さないと『プロ通』八号で述べている。

注、「不平等」について
レーニン全集36巻七八〇七
一九
覚え書き、一九二二年十二月三十一日少數民族の問題
または「自治共和国化」の問題によせて
「抑圧民族、すなわち、いわゆる『強大』民族（その暴行にかけてだけだ。デルジモルダ式に強大なだけだ）にとつての國際主義とは、諸民族の形式的平等をまもるだけではなく、生活のうちに現実に生じている不平等にたいする抑圧民族、大民族のつぐないとなるような不平等をしのぶことでなければならない。このことを理解しなかつたものは、民族問題に対する真にプロレタリア的な態度を理解せず、実は小ブルジョア的見地にとどまっているものであり、したがつて、たえずブルジョア的見地に転落せざるを得ないのである。プロレタリアにとってはなにが重要か？ プロレタリアにとって重要なのは、プロレタリア階級闘争に対する異民族の最大限の信頼を確保することである。このためには、歴史上の過去に異民族が「強大」民族の政府からこうむった不信、疑惑、悔

SANRIZUKA 空港包围行動



1コース
12時、京成空港駅からスタート。
木の根部落に向って歩きながら、
12時半と1時に人間の鎖で空港を
「開しよう。京成上野駅発10:20

12時
包囲しよ、
東京（大阪）からバスで岩山へ。
騒音や棲間を体験しながら、空港
中に加わってみよう。みんなで
くるのもいいな。

騒音に
包囲に加わるのも、
人文字つくるのも、農民
3コース、
前日から木の根に泊りこみ、農民
と話してみよう。6日は木の根で
泊えよう。春にはたくさん花

前回
と話して
花を植えよう。
を咲かそう。

4コース
サイクリング。
三里塚まで走ろう。沿道で東京から
への結集を訴え、空港を一周して
集会へ。

辱を、異民族にたいするその態度により、その議歩によつてなんとかしてつぐなうこと必要である。

一、米軍基地撤去
二、沖繩駐留日帝軍解体
三、沖繩・琉球民族の自決権支持
四、禁帶

— 知花昌一氏の「田の方」

一、沖縄人民権力の樹立支持